

## 江差町地域公共交通活性化協議会委員の変更

### ○人事異動等による変更

・ 浦田 耕造 オクシリアイランドフェリー株式会社 専務取締役 江差支店長

(前任：佐藤 秀樹 ハートランドフェリー株式会社取締役 江差支店長兼奥尻支店長)

### ○所属団体名の変更

・ 奈良 真由美 ~~社会~~医療法人道南勤労者医療協会

## 令和6年度 江差町地域公共交通活性化協議会委員名簿

【設置要綱第3条関係】

No	協議会区分	所属団体	役職・氏名	備考
1	江差町副町長	江差町	副町長・田畠 明	会長
2	一般旅客自動車運送	函館バス株式会社	常務取締役・内澤 博昭	
3	事業者が指名する者	有限会社桧山ハイヤー	業務部長・菊池 純二	
4	利用者又は住民の代表	江差町町内会連合会	会長・岩井 慎	
5		江差町老人クラブ連合会	会長・小笠原 求	
6		江差町身体障害者福祉協会	会長・佐々木 啓之	
7	北海道檜山振興局長 又はその指名する者	北海道檜山振興局	地域政策課長・山本 勝博	
8	北海道運輸局 函館運輸支局長 又はその指名する者	北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官・酒井 周一	
9	町内において現に(公共交通空白地又は福祉)有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表が指名する者	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会	事務局長・中島 直樹	監事
10	社会医療法人道南勤労者医療協会	ヘルパーステーションゆいっこ提供責任者 奈良 真由美		
11		特定非営利活動法人 南桧山在宅福祉支援ゆい	理事長・小野寺 真	
12	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者	函館地区交通運輸 産業労働組合協議会	事務局長・大岩 伸一	
13	道路管理者 又はその指名する者	国土交通省北海道開発局 函館開発建設部江差道路事務所	工務課長・佐竹 永光	
14	北海道函館方面 江差警察署長 又はその指名する者	北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	道路課長・柴田 泰孝	
15		北海道函館方面江差警察署	交通課長・上野 賢司	
16	学識経験者 その他協議会が必要と認める者	江差町教育委員会	委員・加澤 優香子	
17		ハートランドフェリー株式会社 オクシリアイランドフェリー 株式会社	取締役 江差支店長兼奥尻支店長 佐藤 秀樹 専務取締役 江差支店長 浦田 耕造	監事

協議会事務局	江差町役場まちづくり推進課	課長・布施 順司	事務局長(会長職務代理)
		主幹・秋山 悅子	事務局員
		係長・明上 真也	事務局員
		係長・中島 崇詞	事務局員
		主事・白澤 亮介	事務局員
事務局支援	日本データーサービス株式会社	計画調査部技術担当課長・斎藤 優太	
		計画調査部主任技師・中野 混	

オブザーバー	議事内容に応じて協議会出席を依頼する
--------	--------------------

# 令和 6 年度江差マース 運行実績(8~11月)



令和 6 年 12 月 4 日  
令和 6 年度第 3 回江差町地域公共交通活性化協議会



## **① 令和6年度江差マース運行概要**

## **② 令和6年度江差マース運行に係る 周知活動実績**

## **③ 令和6年度江差マース運行実績 (8~11月)**



## **① 令和6年度江差マース運行概要**

## **② 令和6年度江差マース運行に係る 周知活動実績**

## **③ 令和6年度江差マース運行実績(8~11月)**



<b>運行日</b>	令和6年8月1日（木）～ 毎週 月・火・木曜日 週3回運行 ※ 祝日・12月31日～1月5日は運休
<b>運行時間</b>	9時00分～17時00分 ※ 13時～13時半は運転手の休憩・交代時間の確保のため運休
<b>運行形態</b>	自家用有償旅客運送【交通空白地有償運送／道路運送法第78条第2項】 ※ 江差町が運行主体で、運行業務を(有)桧山ハイヤーに委託
<b>運行区域</b>	江差町全域 登録した自宅及び90箇所の乗降地点間を運行
<b>旅客の範囲</b>	江差町内に居住する住民及び町外からの訪問者（事前登録者及びその同乗者）
<b>運行車両</b>	桧山ハイヤー所有のジャンボハイヤー（乗客定員8名）1台
<b>予約方法</b>	電話（オペレーター）またはスマホアプリ「LINE」を利用した事前予約制 ※ 予約受付期間は利用日の1週間前から当日の30分前まで ※ 電話受付時間は平日の8時45分～12時00分・12時45分～16時30分（役場開庁時間）
<b>運行経路</b>	配車予約に基づきAIが自動生成した経路の運行 ※ 90箇所の乗降地点を設定の上、予約者の自宅を含む乗降地点間のみを、配車予約に応じて その都度、運行する区域運行方式（乗り合い制・フルデマンド型） ※ 配車管理は、AI便乗配車計算システム「SAVS（サブス）」を活用



<b>一般運賃</b>	(乗合なし) 500円/人 (乗合あり) 300円/人
<b>各種割引</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>福祉割引運賃</b> . . . 一律200円 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・介護保険被保険者証・特定医療費（指定難病）受給者証のいずれかを運賃支払時に運転手に提示</li> <li>② <b>学割運賃</b> . . . 一律200円 中学生・高校生対象。運賃支払時に学生証を運転手に提示</li> <li>③ <b>こども運賃</b> . . . 一律200円 小学生以下（6～12歳）は運転手への自己申告</li> <li>④ <b>乳幼児運賃</b> . . . 一律無料 保護者同伴に限る</li> </ul>
<b>決済方法</b>	現金もしくはEZOCARDカード（電子マネー・EZOポイント）
<b>EZOCARD 特典 ポイント</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <b>LINE予約特典</b> 1回の予約・乗車につき 10ポイント付与</li> <li>② <b>電子マネー決済特典</b> 支払額の10%ポイント還元</li> <li>③ <b>ボーナス特典</b> 月4回ごとの利用につき 100ポイント付与 (EZOCARDカード決済回数に限る)</li> </ul>



① 令和6年度江差マース運行概要

② 令和6年度江差マース運行に係る  
周知活動実績

③ 令和6年度江差マース運行実績(8~11月)



## 2. 令和6年度江差マース運行に係る周知活動実績について

### （1）住民説明会・事前試乗会

開催会場	開催日	開催時間	参加者
朝日児童館（朝日町83）	7月29日(月)	10:30～11:30	9名
田沢憩いの家（田沢町419）		16:30～17:30	3名
五勝手生活館（南浜町145-1）	7月30日(火)	10:30～11:30	1名
江差町老人福祉センター（新栄町264-2）		13:30～14:30	7名
江差町役場保健センター（中歌町193-1）		16:30～17:30	1名
水堀コミュニティセンター（水堀町28）	7月31日(水)	10:00～11:30	3名
コミュニティプラザえさし（エコー）（新地町1）		13:30～15:00	7名
南が丘ふれあいセンター（南が丘7-297）		17:00～18:30	17名

- ・3日間合計で48名参加。うち18名の新規登録者を獲得
- ・31日（水）開催の3会場において、事前試乗会も併せて実施
- ・函館新聞、北海道新聞の取材あり
- ・住民説明会開催に合わせ、各町内会長あて文書を発出したほか、町内各新聞販売所へ依頼し、新聞2,560部に対し開催チラシを折り込み





## (2) 既存集会への出席

開催会場	開催日	開催時間	参加者
小黒部寿の家（小黒部町内会）	7月20日（土）	10:00～10:30	約20名
江差町文化会館（シニアカレッジ）	7月23日（火）	10:30～11:00	約20名
在宅型総合福祉施設まるやま（いきいき健康教室）	9月3～5日	13:30～14:00	3日間計約30名
江差高校（全校集会）	9月27日（金）	13:30～14:00	全校生徒約20名

- ・いきいき健康教室において、**参加者のうちほぼ全員が事前登録を実施**
- ・江差高校全校集会において、江差マースの制度概要や学割運賃の新設について説明。
- ・江差高校で実施している地域探究学習「OKAERe南ひやま学」において、**地域での取組の一環として江差マースについて説明**。住民説明会用チラシを作成したほか、**地域探究学習の課外活動の際に、江差マースの利用があった。**

## (3) その他広報

- ・広報誌掲載（6～11月）
- ・振興局Instagramへの投稿（7月・8月）
- ・運行チラシ作成、広報誌へ折り込み（8月）
- ・NHK総合「おはよう北海道土曜プラス」にて、江差マースの取組に係る特集（約9分）を放送





① 令和6年度江差マース運行概要

② 令和6年度江差マース運行に係る  
周知活動実績

③ 令和6年度江差マース運行実績(8~11月)



## ○運行実績

	令和6年度（8～11月）	令和 年度（11～2月）
運行日数	44日間	68日間
運行回数	418回	566回
乗車延べ人数	464人	660人
平均乗車人数 (1日あたり)	<u>105人/日</u>	<u>97人/日</u>
乗合発生率	32.8%	38.96%
LINE予約率	24%	41%
電話予約率	76%	59%
男女比	18.8:81.2	27.5:72.5
登録者	338人	221人

○実証実験時と比較し、1日あたり平均乗車人数は増加

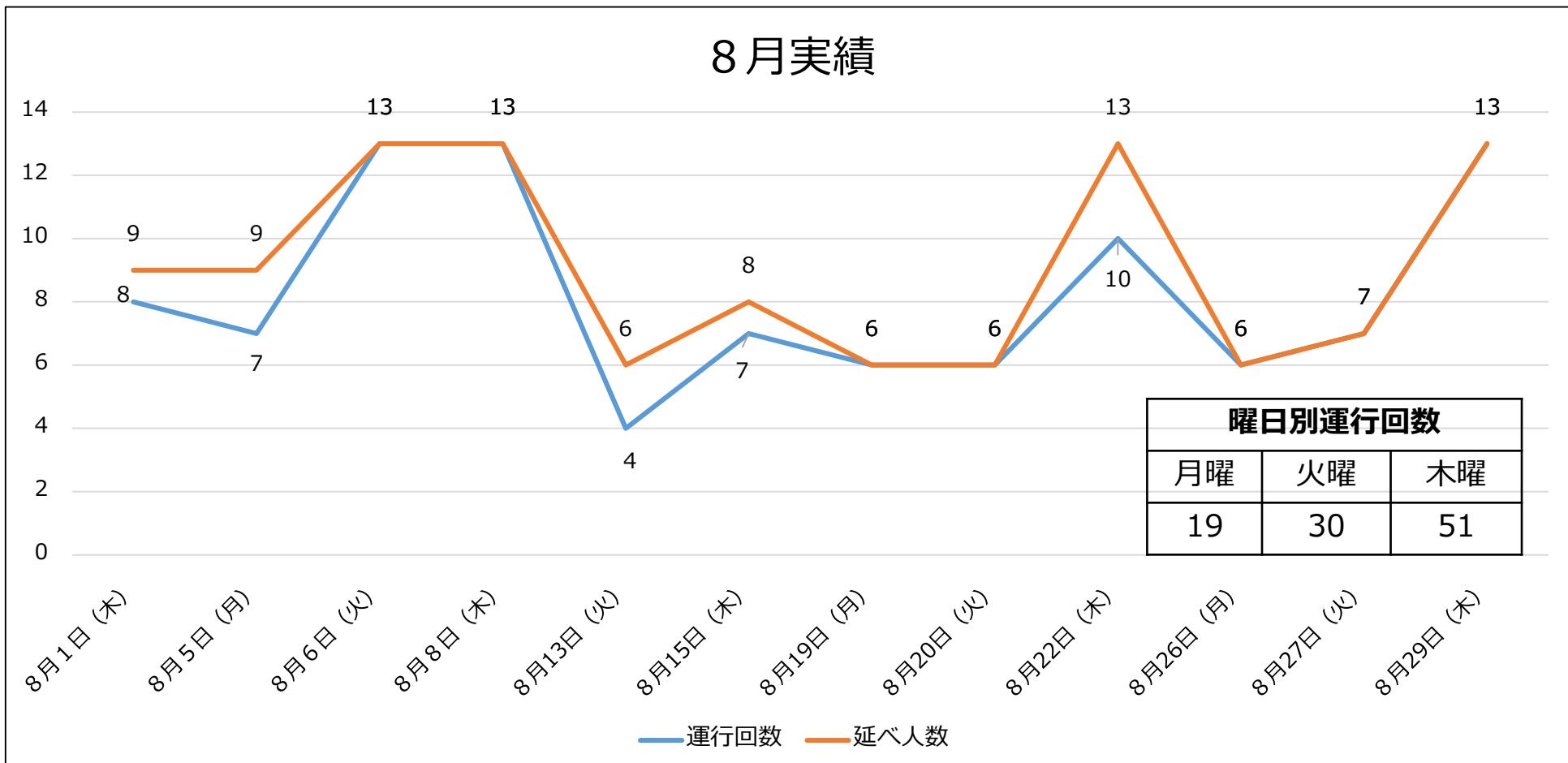
○江差町地域公共交通計画にて、目標値として設定している1日あたり10人乗車を達成

○LINE予約率の低下について、令和5年度は約3週間の無償運行があり、その期間におけるLINE予約率（＝若い世代の利用率）が高かったことが原因と推測



# ○8月

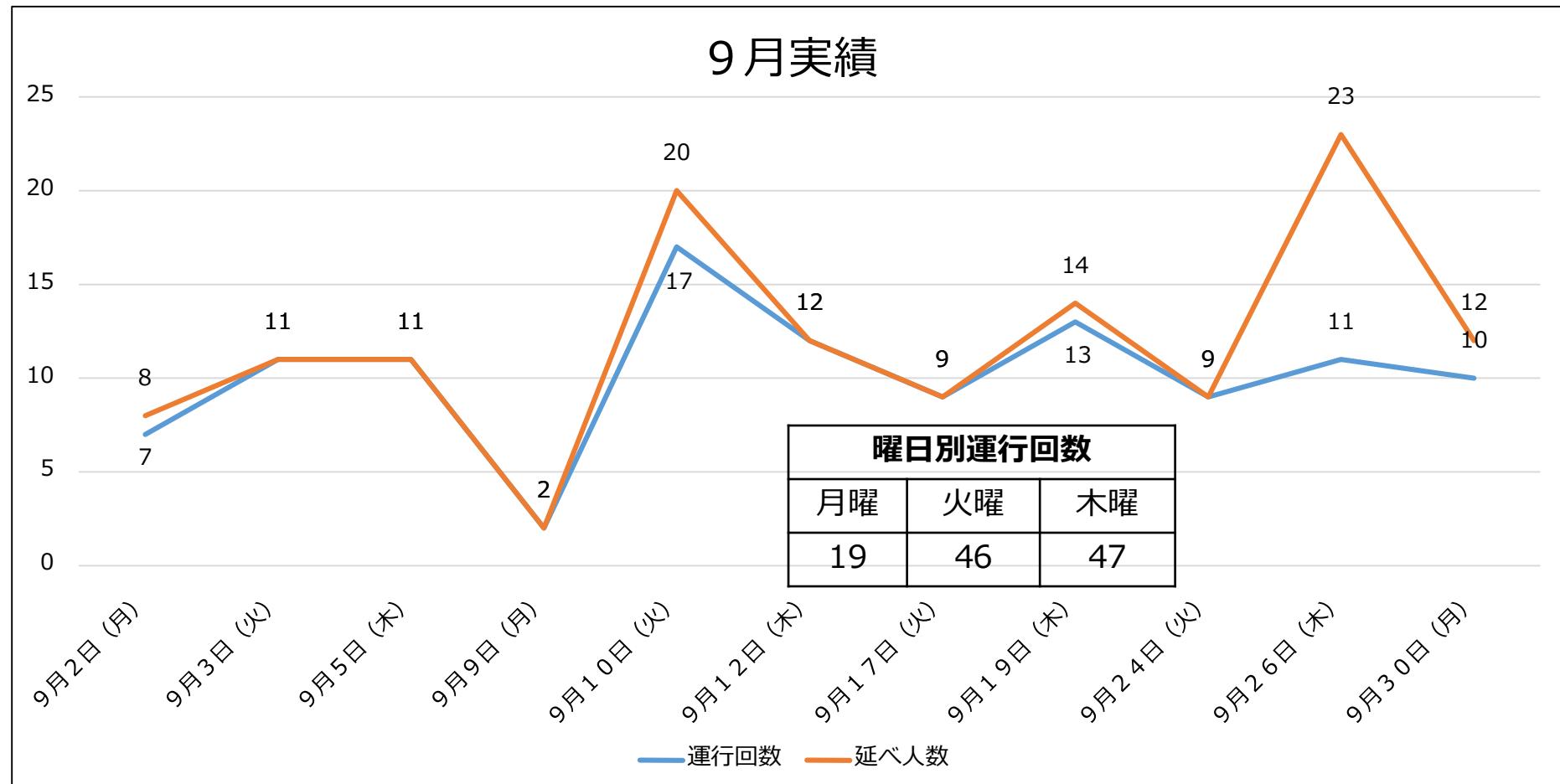
- ・運行日数：12日
- ・運行回数：100回
- ・乗車延べ人数：109人
- ・1日あたり平均乗車人数：9.0833人 ※R5有償運行時：8.2人
- ・乗合発生率：22.0%
- ・LINE予約：28件
- ・電話予約：72件





## ○9月

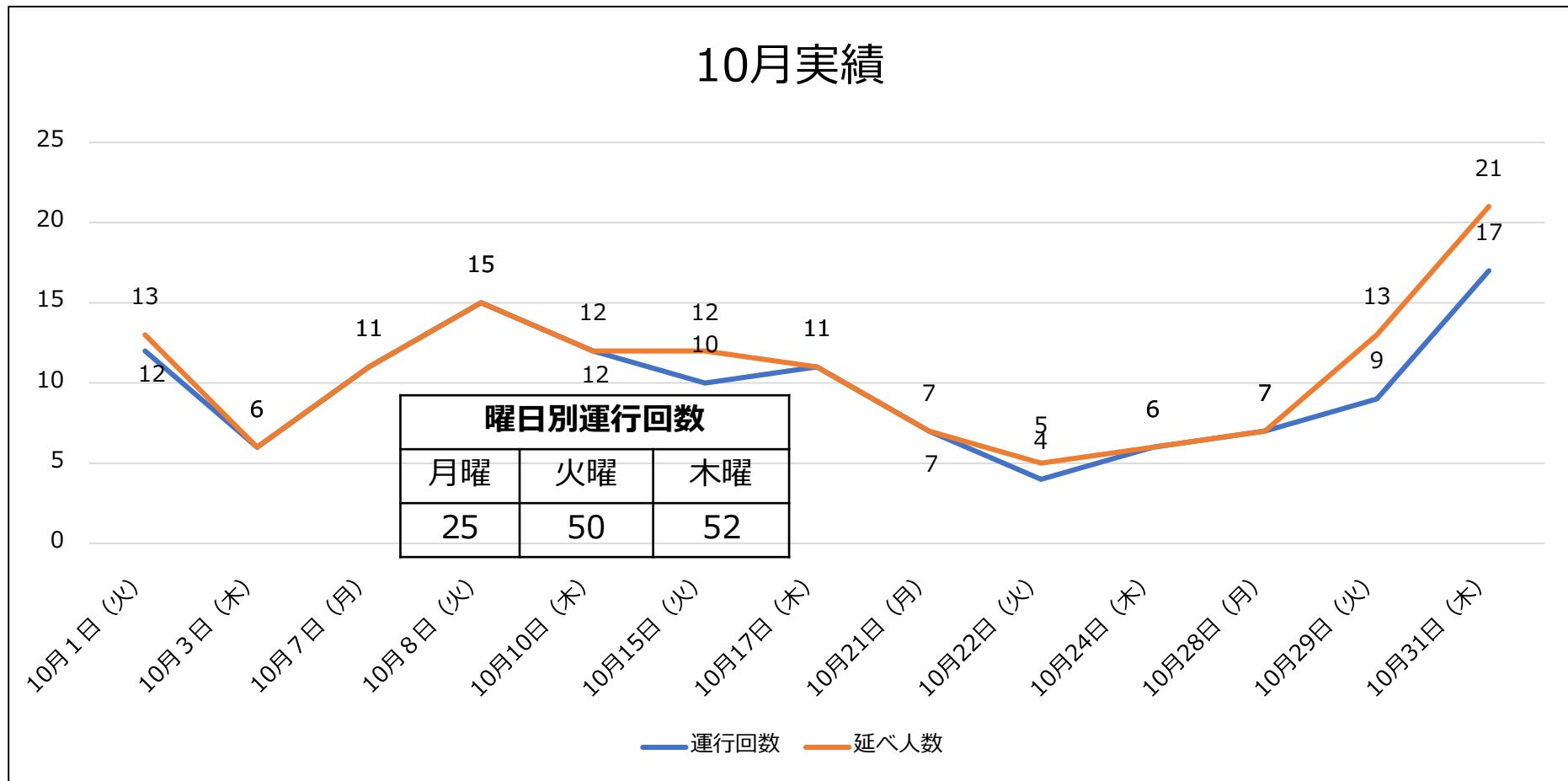
- ・運行日数：11日
- ・運行回数：112回
- ・乗車延べ人数：131人
- ・1日あたり平均乗車人数：11.909人 ※R5有償運行時：8.2人
- ・乗合発生率：39.3%
- ・LINE予約：27件
- ・電話予約：85件





## ○10月

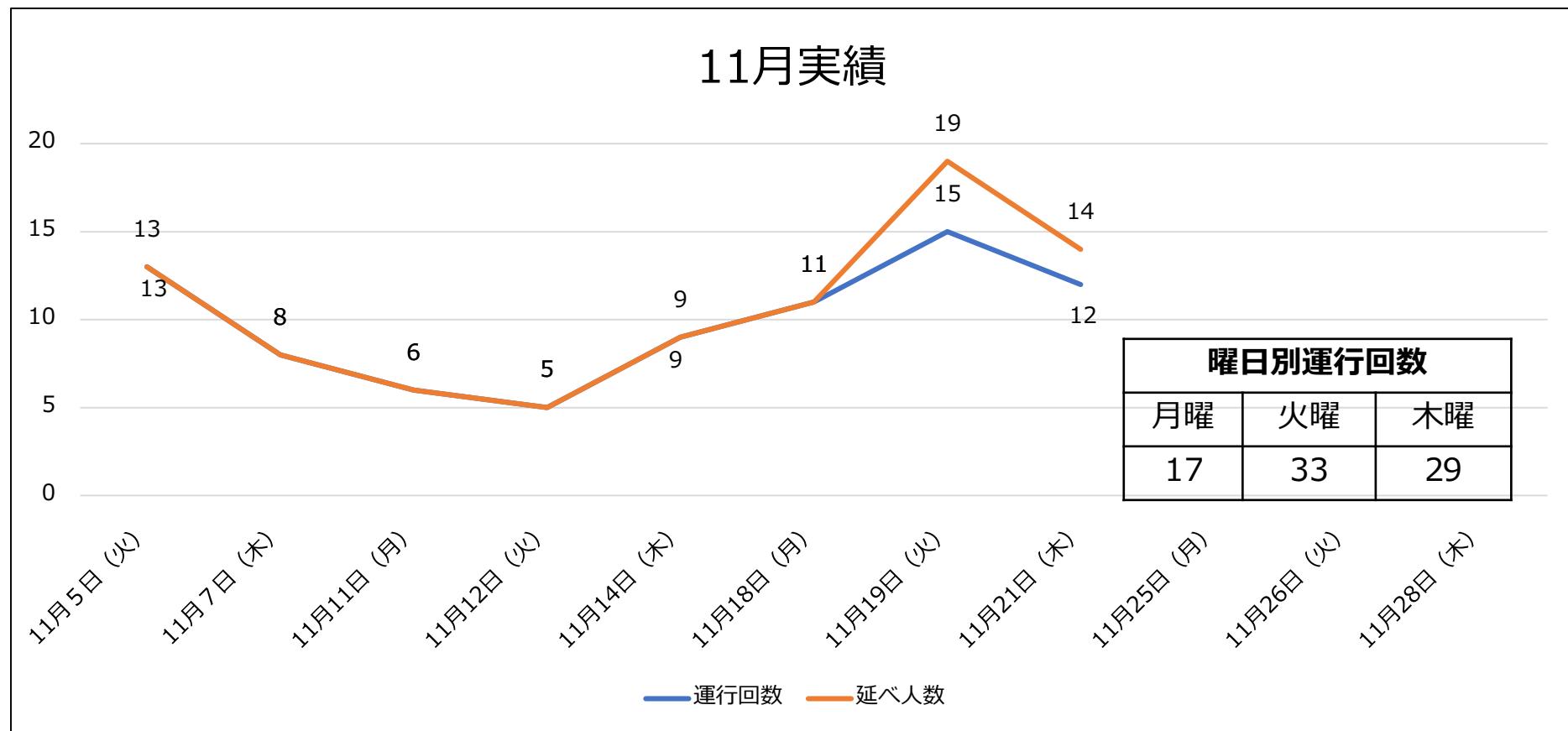
- ・運行日数：13日
- ・運行回数：127回
- ・乗車延べ人数：139人
- ・1日あたり平均乗車人数：10.692人 ※R5有償運行時：8.2人
- ・乗合発生率：35.4%
- ・LINE予約：24件
- ・電話予約：103件





## ○11月 ※21日（木）まで

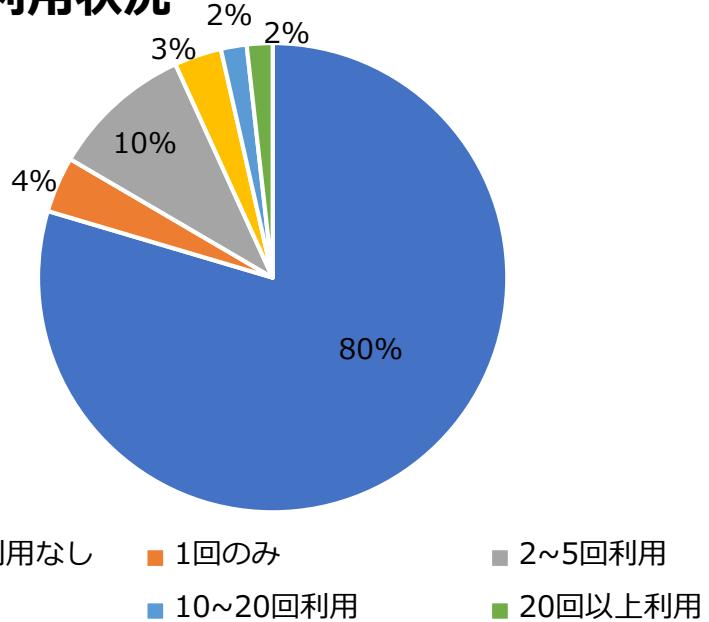
- ・運行日数：8日
- ・運行回数：79回
- ・乗車延べ人数：85人
- ・1日あたり平均乗車人数：10.625人 ※R5有償運行時：8.2人
- ・乗合発生率：32.9%
- ・LINE予約：22件
- ・電話予約：57件



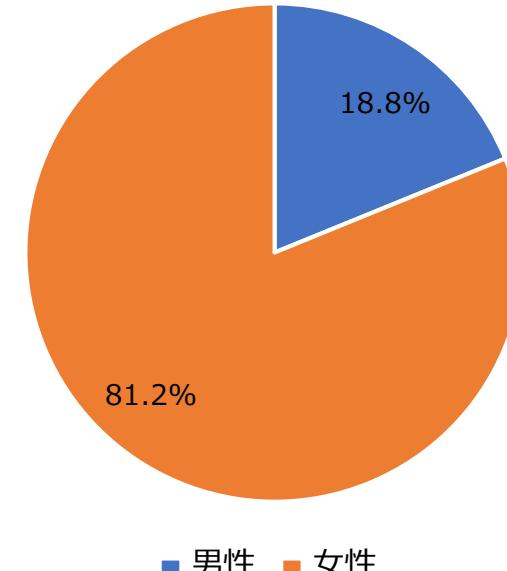


## ○登録者・利用者状況

登録者の利用状況



利用者の男女比



●登録者数：338人（11月21日時点）

●実利用者数：69人（20%）

※同乗者除く

●男性利用者数：13人（18.8%）

●女性利用者数：56人（81.2%）

○令和5年度実証実験時から118名の新規登録者の獲得に成功。令和6年度に新規登録された方の利用も見られる一方、登録はしたものを利用のない人が8割という結果になった

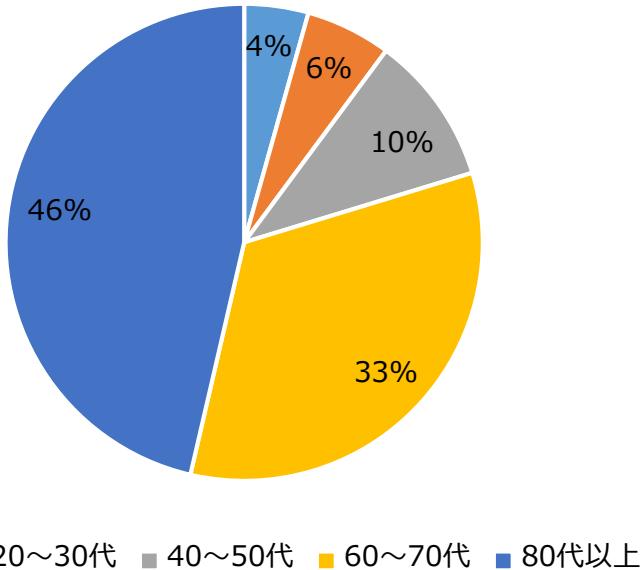
○利用者のうち、約81%の方が、複数回の利用（リピーター）があった。

○女性比率が高く、自家用車や運転免許のない住民による利用が多いと推察

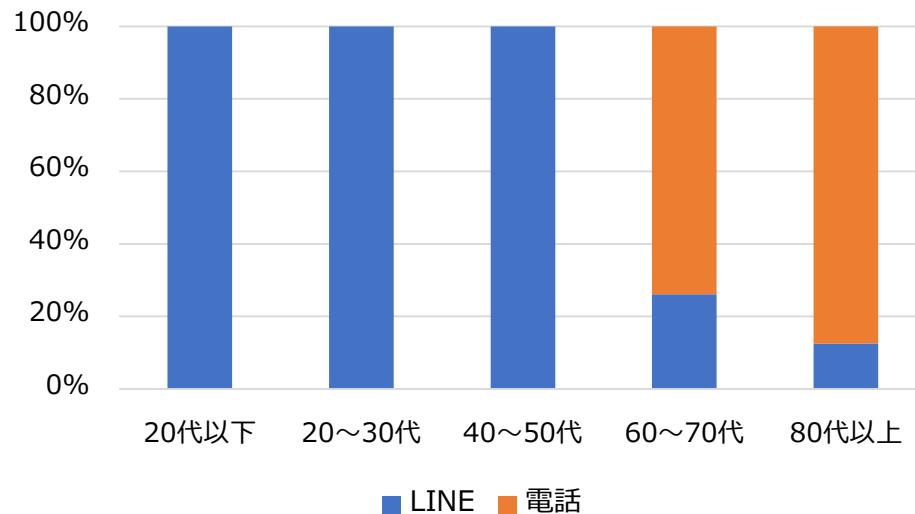


## ○登録者・利用者状況

利用者年代比率



年代別 予約方法の割合比



■ 20代以下 ■ 20~30代 ■ 40~50代 ■ 60~70代 ■ 80代以上

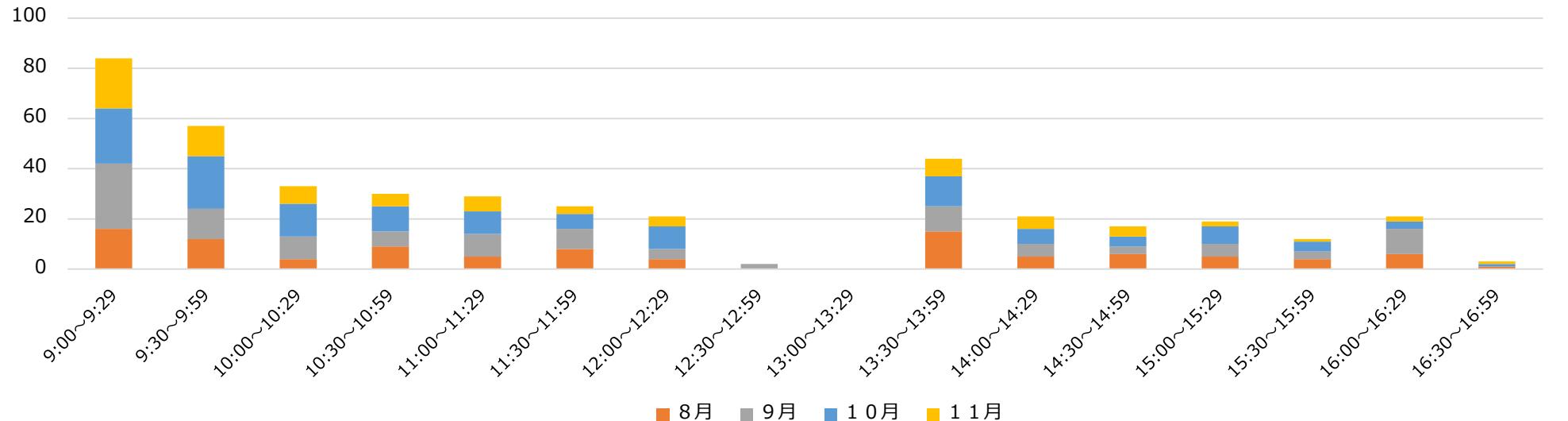
■ LINE ■ 電話

- 20代以下：3人 20~30代：4人 40~50代：7人 60~70代：23人 80代以上：32人
- 20代～50代：LINE14人・電話0人 60~70代：LINE6人・電話17人  
80代以上：LINE4人・電話28人
- 実証実験時と同様に高齢の方の利用比率が高く、79%が60代以上の方の利用となっている
- 20代以下の利用のうち、江差高校生の利用が2名（同乗者含み計8名） あった
- 50代以下の方は全員がLINEによる予約であったが、60代以上の方は約82%が電話による予約であった

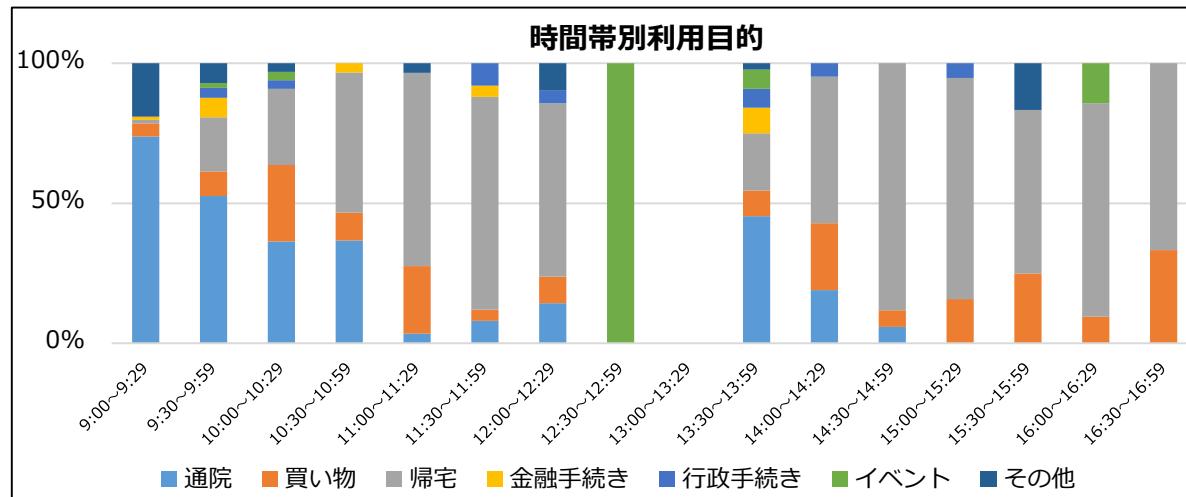


## ○時間帯別利用状況

時間帯別運行回数 (R 6.8～R6.11)



時間帯別利用目的



- 午前中、特に朝一の予約が多くなっている
- 利用目的として、通院・買い物及びそこからの帰宅が多い
- 午後一の乗車も多く、午前中に行動する人、午後から行動する人の2パターンがみられる

※実際に乗車した時間により集計



## ○収支状況 ※10月まで

### ●支出

○運行委託費	2,683,200円
○配車予約システム 開発・利用料	2,689,107円
①支出計	<b><u>5,372,307円</u></b>

### ●収入

○運賃収入（現金）	108,600円
○運賃収入 (電子マネー・ポイント)	7,300円
②収入計	<b><u>115,900円</u></b>

【収支（②-①）】

**▲5,256,407円**

## 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

令和 年 月 日

協議会名: 江差町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名: 江差マース

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性		⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
江差町	運行系統名:江差マース 運行区間:江差町内全域 (利用者の自宅及び町内90箇所の乗降地点間) 運行回数:212回 運賃:200円~500円		A 計画通り事業は適切に実施された。	B 1日あたりの延べ利用者数は、10.4人/日と目標値10.0人/日を達成したが、収支率については、3.82%と、目標値の5.4%を下回る結果となつた。		継続的な周知活動の実施や、利用者のニーズを反映させた事業設計の見直し。

## 事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和 年 月 日

協議会名:	江差町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	江差マース
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>江差町は、北海道南西部に位置し、面積は109.53km<sup>2</sup>、人口は令和6年10月現在で6,646人となっている。江差町における公共交通体系は、函館バス株式会社による広域交通を軸に、有限会社桧山ハイヤーが町内を中心とした近隣交通の役割を担っており、奥尻島への移動手段として、オクシリアイランドフェリー株式会社が1日1~2往復のフェリーを運航している。</p> <p>しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、公共交通機関の利用者数は減少しており、それに伴う収支状況の悪化や交通事業者における運転手不足等による、準基幹的広域バス路線を中心とした減便や廃止が続いている。このことから、町の一部地域で交通空白地域が発生するなど、高齢者や学生といった交通弱者を中心に、通院・通学や買い物など、町民の生活移動において、多大な影響を及ぼしている。</p> <p>このような状況を改善するため、町内全域を事前予約に応じたデマンド方式で運行し、町民における生活移動を支える役割を担う「江差マース」を運行することで、生活交通ネットワークの構築を進めている。</p>

# 江差町地域公共交通活性化協議会における地域公共交通確保維持改善事業の概要

## 事業実施の目的・必要性

江差町では、準基幹的広域バス路線を中心とした減便や廃止が続いており、町の一部地域で交通空白地域が発生するなど、町民の生活移動において、多大な影響を及ぼしている。

このような状況を改善するため、町内全域を事前予約に応じたデマンド方式で運行し、町民における生活移動を支える役割を担う「江差マース」を運行することで、生活交通ネットワークの構築を進めている。

## 生活交通確保維持改善計画の目標

- ・江差マースの利用者数を1日あたり10人とする
- ・江差マースの収支率を5.4%とする
- ・江差マースに係る収益循環の金額を850,000円とする。

## 令和6年度事業概要

運行系統名：江差マース

運行区間：江差町内全域(利用者の自宅及び町内90箇所の乗降地点間)

運行回数：212回

運賃：200円～500円

## 地域公共交通の現況

- ・バス（4路線、1社）
- ・タクシー（1社）
- ・フェリー（1路線、1社）

## 協議会開催状況

5月28日(火) 第1回協議会を開催  
主な協議事項

- ・江差マース運行方針について
- ・江差町地域公共交通計画の変更について

6月14日(金) 第2回協議会を開催  
主な協議事項

- ・地域公共交通計画認定申請について

12月4日(水) 第3回協議会を開催  
主な協議事項

- ・江差マース運行実績について
- ・事業評価について

## 令和6年度事業の実施状況

### 1) プロセス、創意工夫

#### 【プロセス】

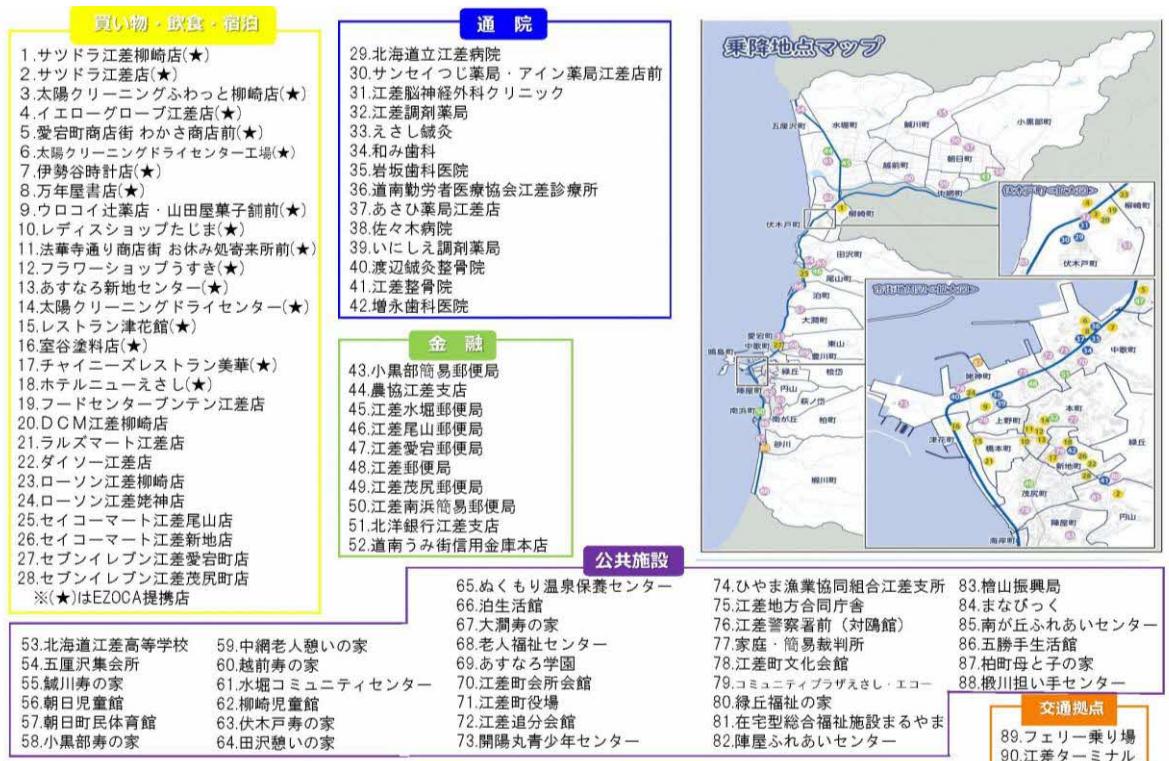
令和3年～令和5年にかけ、計4度の実証実験を実施。令和6年8月から、終了期間を設けない本格運行を開始。

#### 【創意工夫】

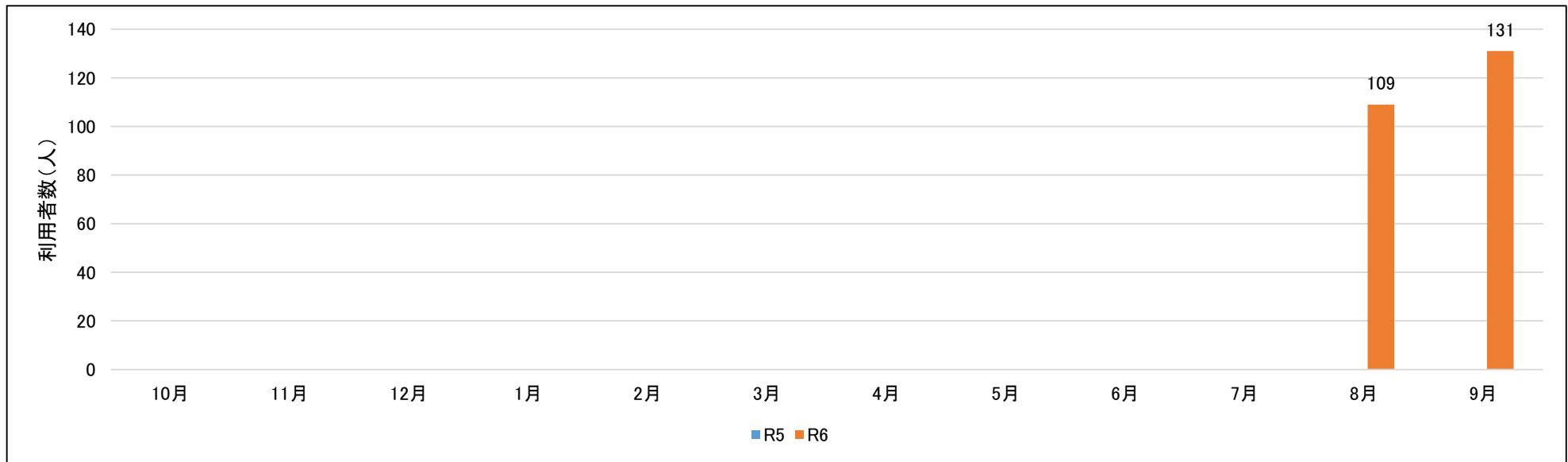
利便性向上のため、4度の実証実験で得られた乗降データや、住民を対象にしたアンケート調査の結果を踏まえ、乗降地点の追加、運行エリアの拡大、予約方法の多様化などを実施。

### 2) 運行系統

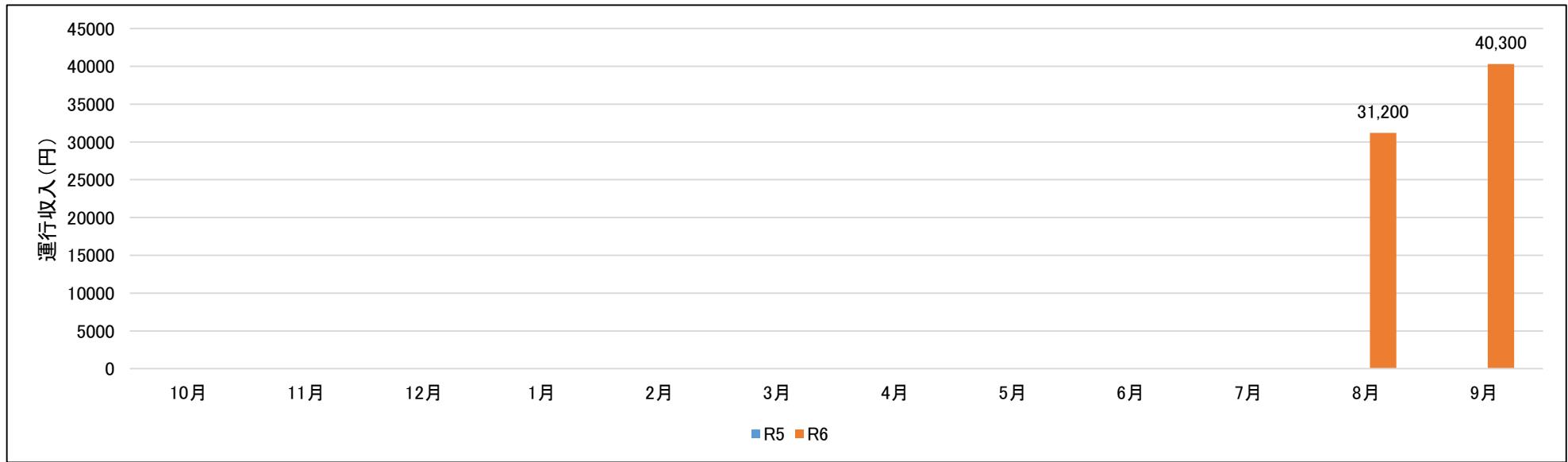
#### 【江差マース】



### 3) 利用実績



### 4) 収入実績



## 5)事業実施の適切性

江差マースについては、令和6年5月28日改正の江差町地域公共交通計画に記載のあるとおり、令和6年8月から本格運行を開始した。

人口減や自家用車の普及による、バス路線を中心とした減便や廃止が続き、町の一部地域において交通空白地域が発生している状況のなか、高齢者や学生といった交通弱者を中心に、主に通院や買い物時の移動手段として、生活移動を支える役割を担っている。

また、近隣市町との広域交通路線と結ぶ区域型の交通路線として、生活交通ネットワークの構築に寄与している。

のことから、江差マースは適切に実施されている。

## 6)目標・効果達成状況

江差町地域公共交通計画において、江差マースに係る3つの評価指標を設定している。

1日あたりの延べ利用者数については、令和6年度事業分にあたる8~9月の実績が10.4人/日と、目標値である10.0人/日を達成した。

収支率については、実績が3.82%と、目標値としている5.4%には届かない結果となった。相乗り率の向上や、福祉割引運賃等の割引適用者の乗車が、当初の想定を上回ったことが原因として挙げられる。

収益循環金額については、地域応援型EZOCO(地域還元金)の金額を指標として設定しており、直近の令和5年度実績が1,001,059円と、目標値の850,000円を上回る結果となった。

## 7)事業の今後の改善点

江差マースは、過去3か年における4度の実証実験の結果から、より利便性の高く、かつ持続可能性の高い運行体制の構築を目指してきたところ。

これまでの実証実験や、本格運行開始前の周知活動の成果もあり、住民に対する江差マースの認知度は、徐々に向上してきているが、本格運行を開始したことや、そもそも江差マースのことを知らないという住民も一定数いることから、継続的な周知活動の実施や手法の見直しが求められる。

また、令和6年度事業分の運行結果や、住民に対するアンケート調査の結果を踏まえ、より多くの人に利用してもらうことができるよう、利便性向上にむけた運行方針等の見直しが必要になる。

## 8)地方運輸局等における二次評価結果(案)

運輸局記載欄

## 江差町地域公共交通計画における事業評価手法について

### 1. 計画策定主旨

江差町地域公共交通計画は、町民等の移動実態に即した公共交通網へと生まれ変わりを目指すほか、公共交通サービスの需要創出に向けた取組をセットで展開し、当町における持続可能な公共交通網を構築していくことを目的に、当町の公共交通網の方向性を示す計画として、令和5年に策定。

### 2. 基本理念達成にむけた4つの基本目標・15事業

本計画における基本理念「持続可能な暮らしを未来へ紡ぎ、みんなでつくる自分たちごとの交通」の実現に向け、4つの基本目標を設定し、その達成に向け15事業（再掲含む）を実施することとしている。

基本目標 i	先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保
i -	事業1 当町交通事業の最適化に向けた見直し
i -	事業2 民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保
i -	事業3 江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施
i -	事業4 福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり
基本目標 ii	地域内交通と広域交通の接続拠点の創出
ii -	事業1 交通・交流拠点の創出
ii -	事業2 地域内交通と広域交通の接続性の確保
基本目標 iii	公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施
iii -	事業1 ICTに慣れていただける環境づくり
iii -	事業2 地域内交通の適切な運行情報の提供
iii -	事業3 公共交通を利用したいと思っていただける機会の創出
基本目標 iv	町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施
iv -	事業1 【再掲】当町交通事業の最適化に向けた見直し
iv -	事業2 【再掲】民間バス路線や当町交通事業の見直しによる輸送資源の確保
iv -	事業3 【再掲】交通・交流拠点の創出
iv -	事業4 【再掲】地域内交通と広域交通の接続性の確保
iv -	事業5 江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的実施
iv -	事業6 (仮称) 道南地域公共交通計画との連携

### 3. 13 の評価指標と事業評価の実施

本計画に位置付けた 15 事業の進捗確認に向け、計 13 の評価指標（再掲含む）を設定。本評価指標については、毎年、協議会において達成状況を評価し、進捗状況を報告することとしている。

#### 基本目標 I 先端技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保

- 評価指標 1 江差マースの利用者数
- 評価指標 2 江差マースの収支率
- 評価指標 3 江差マースに係る収益循環の金額
- 評価指標 4 本町の交通施策に対する公的資金投入額
- 評価指標 5 福祉有償運送事業者との協議回数

※評価指標 1, 2, 3 の目標値については計画策定時未設定、議題 7において諮問。

#### 基本目標 II 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出

- 評価指標 6 接続拠点の創出
- 評価指標 7 交通・交流拠点としての機能強化

#### 基本目標 III 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施

- 評価指標 8 江差マースに関する勉強会等の周知活動の実施数
- 評価指標 9 【再掲】交通・交流拠点としての機能強化
- 評価指標 10 地域公共交通に関する江差高校との連携回数

#### 基本目標IV 町民等の広域的な移動機会の確保に寄与する連携策の実施

- 評価指標 11 江差高校生のバス通学割合
- 評価指標 12 【再掲】本町の交通施策に対する公的資金投入額
- 評価指標 13 江差町地域公共活性化協議会の開催回数

#### 【具体例】評価指標 4 本町の交通施策に対する公的資金投入額の場合

基準を令和 3 年度の 58,770 千円/年とし、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえた目標値を設定。交通事業の最適化に向けた見直しや、江差マースの本格運行開始による公的資金投入額の推計値を算出。目標値は、毎年度の事業決算額で把握。

目標 値				
令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度
60,374 千円以下	73,125 千円以下	74,338 千円以下	75,571 千円以下	76,825 千円以下

## 4. 事業評価の実施方法

評価指標ごとに目標値把握の方法を設定済。

全ての評価指標における、事業の実施状況や実績、目標値の達成状況、課題等を整理した「事業評価シート」を作成。次年度以降の事業実施の参考にするほか、毎年、協議会で事業評価シートを用い、事業の進捗状況を報告する。

事業評価シートにて整理する項目については、地域公共交通推進支援業務を委託している、日本データーサービスと協議のうえ決定。同社が同じく計画推進支援を行う津別町の事業評価シートを参照する。

## 5. 今後のスケジュール

- |                  |  |
|------------------|--|
| R6. 6            | 江差町地域公共交通計画の変更<br>館線・稲見線・木間内線の廃止や江差マース本格運行に伴う計画変更を実施(議題7)<br>評価指標1～3における目標値を設定 |
| R6. 7～           | 事業評価シート作成、令和5年度における事業評価を実施   |
| R6. 9～12<br>(予定) | 第3回江差町地域公共交通活性化協議会の開催<br>協議会内で事業の進捗状況を報告<br>※フィーダー系統補助金に係る事業評価(1月〆)に合わせ実施予定    |
| R7. 3            | 第4回江差町地域公共交通活性化協議会の開催<br>事業評価を踏まえた、令和7年度事業実施予定について諮問                           |

## 江差町地域公共交通計画 事業評価シート (令和 5 年度評価)

### 事業評価シートについて

本計画において示されている 13 の評価指標について、各年度の取り組みの状況等を事業評価シートによりまとめるものです。

この事業評価シートにて、江差町地域公共交通活性化協議会に事業の実施状況や実績、課題等を報告・共有し、今後の取組の方向性、内容について協議、分析、情報交換を行い、計画の推進を図ります。

令和 6 年12月

江差町・江差町地域公共交通活性化協議会

基本目標 i 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保							
評価指標 1 江差マースの利用者数							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施  ・令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました、江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。 ・本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。 ・令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。 ・江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。 ・なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。		令和5年度	・令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針について協議（R5.9） ・令和5年度江差マース実証事業の実施（R5.11～R6.2） ・令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行結果について報告（R6.3）	【参考・令和5年度実績】8.2人/日	—	—	・令和6年度の本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築 ・利用率向上のための、利便性向上策や周知活動の充実
		令和6年度			10.0人/日		
		令和7年度			10.0人/日		
		令和8年度			10.0人/日		
		令和9年度			10.0人/日		

基本目標 i 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保						
評価指標 2 江差マースの収支率						
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況	数量的実績	目標値	達成度
○江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施  ・令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました、江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。 ・本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。 ・令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。 ・江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要となる予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。 ・なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。	・評価指標 1 と同様に、令和4年度までは実証実験での運行となっているため、令和5年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、本格運行における収支状況をもとに、収支率を算出し、目標値を設定することとします。 ・目標値は、毎年度の運賃収入、運行経費をもとに収支率を算出し、把握することとします。	令和5年度  令和6年度  令和7年度  令和8年度  令和9年度	取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。  ・令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針について協議 (R5.9) ・令和5年度江差マース実証事業の実施 (R5.11～R6.2) ・令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行結果について報告 (R6.3)	【参考・令和5年度実績】4.9%	—	—
				5.4%		
				5.4%		
				5.4%		
				5.4%		

基本目標 i 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保							
評価指標3 江差マースに係る収益循環の金額							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○江差マースの本格運行及び継続的な運行に向けた取組の実施  ・令和3年度及び令和4年度に実証実験を行ってきました、江差マースについて、これまでの町民等の利用者意見や利用実態を踏まえ、本格運行に実施に向けた準備を進め、準備が完了し次第、本格運行を行います。 ・本格運行に向け、令和4年度に実施した実証実験では、運賃を無償とし実施しており、有償とした場合の効果検証を令和5年度に実施します。 ・令和5年度の有償による実証実験を行い、効果検証を行った後、本格運行に向けた各種申請などを行い、本格運行を行います。 ・江差マースを本格運行する上では、基本目標 i-事業1及び2のように、これまで当町で行ってきた交通事業や民間バス路線の見直しを行い、事業実施に必要な予算及び運転手等の人材確保など輸送資源の確保を行うことが必要です。 ・なお、江差マースの継続的な運行に向けては、当町からの運行継続に要する経費や特別交付税の活用のほか、国土交通省の地域公共交通確保維持事業（陸上交通：地域内フィーダー系統補助）を活用するなど、継続的な運行に必要な財源の確保を行います。	・評価指標1及び2と同様に、令和4年度までは実証実験での運行となっているため、令和5年度に予定している運賃を有償とした実証実験をもとに現状値を整理し、江差マースの本格運行により、増額となることが予想される地域応援型EZCA（地域還元金）を収益循環の金額として、目標値を設定します。 ・目標値は、毎年度の収益循環の金額で把握することとします。	令和5年度	・令和5年度第2回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行方針について協議（R5.9） ・令和5年度江差マース実証事業の実施（R5.11～R6.2） ・令和5年度第3回江差町地域公共交通活性化協議会にて、令和5年度江差マース実証事業に係る運行結果について報告（R6.3）  【参考・令和5年度実績】835,381円	—	—	・令和6年度の本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築 ・利用率向上のための、利便性向上策や周知活動の充実	
		令和6年度			850,000円		
		令和7年度			850,000円		
		令和8年度			850,000円		
		令和9年度			850,000円		

基本目標Ⅰ 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保							
評価指標4 (12) 本町の交通施策に対する公的資金投入額							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○当町交通事業の最適化に向けた見直し  ・交通事業に要している経費は、令和3年度予算において5千万円超となっています。これらの経費は、事業を担う交通事業者等の人事費の増加や燃料費等の高騰により、年々増大しています。 ・今後、江差マースなどの新たな交通事業を展開していく中で、長期的に町民に移動手段を提供し続けることを目的に、必要に応じて、函館バス株式会社の民間バス路線のほか、高齢者交通費助成やスクールバス運行などの当町単独で実施している交通事業など、当町交通事業の最適化に向けた見直しを行っていきます。	<p>・当町で実施している交通事業に要している経費は年々、増加傾向にあり、計画推進期間中も増加が見込まれるため、これまでの公的資金投入額の推移を踏まえた、増加率を設定し、目標値を設定します。</p> <p>・また、当町交通事業の最適化に向けた見直しや江差マースの本格運行の実施による効果を含めた公的資金投入額の推計値を算出し、その数値を下回ることを目標に、経費の最適化を図ります。</p> <p>・目標値は、毎年度の事業決算額で把握することとします。</p>	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・江差町地域公共交通活性化協議会を3回開催、当町の交通事業の最適化に向け、交通事業者や町民の代表者と協議 (R5.8, 9, R6.3)</li> <li>・令和5年度江差マース実証事業の実施 (R5.11～R6.2)</li> <li>・函館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴い、北部通学・通院バスの実証実験の実施 (R5.11～R6.2)</li> </ul>	53,919千円	60,374千円以下	112%	・持続可能な路線バス網の再構築 ・函館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴う、持続可能な代替交通手段の確保
		令和6年度			73,125千円以下		
		令和7年度			74,338千円以下		
		令和8年度			75,571千円以下		
		令和9年度			76,825千円以下		

基本目標Ⅰ 先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保						
評価指標5 福祉有償運送事業者との協議回数						
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値	
○福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり  ・令和4年度に実施した福祉有償運送事業者へのヒアリング調査を通じ、当町の福祉有償運送事業の継続に向け、担い手不足や福祉有償運送事業の料金などに関する課題が浮き彫りとなりました。 ・このことを踏まえ、当町が中心となり、当町内で福祉有償運送事業を実施する各福祉有償運送事業者が、今後の事業継続に向け協議する場として、江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織である分科会に、新たに福祉部会を立ち上げ、この部会の中で、課題解決に向けた関係者との協議を継続的に実施していきます。	令和5年度	・令和5年度第1回江差町地域公共交通活性化協議会において、協議会の下部組織である福祉部会の設置や福祉有償運送に係る対応方針について諮問、承認（R5.8）  ・目標値については、この部会での協議を年に2回以上を行うことを継続していくことを設定します。  ・目標値は、毎年度の江差町地域公共交通活性化協議会分科会（福祉部会）の開催状況により、把握することとします。	0回/年	2回/年以上	0%	
	令和6年度			2回/年以上		
	令和7年度			2回/年以上		
	令和8年度			2回/年以上		
	令和9年度			2回/年以上		

基本目標 II 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出							
評価指標 6 接続拠点の創出							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○交通・交流拠点の創出	<p>・町民の生活圏を踏まえた町内外への移動を行う上で、公共交通機関同士の乗継利便性の向上は重要な課題となっています。</p> <p>・そこで、当町で計画している「北の江の島構想」に基づき整備を予定している「かもめ島周辺エリア」及び「旧江光ビル跡地活用拠点施設」が新たな交通・交流拠点として創出されるため、接続拠点としての位置づけを整理します。</p> <p>・目標値は、交通・交流拠点の総箇所数（維持を含む）について、庁内関連課及び施設管理者等への確認によって把握することとします。</p>	令和5年度	<p>・道立江差病院へのデジタルサイネージ導入に係る函館バスとの協議</p> <p>・旧江光ビル跡地活用拠点施設への、施設内待合所併設及び接続拠点化に向けた協議</p>	0箇所	1箇所以上	0%	<p>・接続拠点化に向けた、関連事業者との継続的な協議</p> <p>・令和6年度に供用を開始する旧江光ビル跡地活用拠点施設における、接続拠点化に向けた施策の検討</p>
		令和6年度			1箇所以上		
		令和7年度			1箇所以上		
		令和8年度			1箇所以上		
		令和9年度			1箇所以上		

基本目標 II 地域内交通と広域交通の接続拠点の創出							
評価指標 7 (9) 交通・交流拠点としての機能強化							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○交通・交流拠点の創出	<p>・交通・交流拠点の機能強化として、本計画においては、当町内を運行する公共交通の運行状況を町民等の公共交通利用者に分かりやすく提供することとし、公共交通の運行状況を利用者に分かりやすく提供する機会の創出回数（維持を含む）を目標値とします。</p> <p>・そこで、当町で計画している「北の江の島構想」に基づき整備を予定している「かもめ島周辺エリア」及び「旧江光ビール跡地活用拠点施設」を交通・交流拠点として設定し、公共交通機関同士の乗継に関する情報提供や待ち時間ストレスの最小化に資する取組も併せて実施していきます。</p> <p>・また、現在、町民の主要な目的地となっている「北海道立江差病院」は複数のバス路線が停車する交通拠点の機能を有していることから、北海道立江差病院においても本計画内で交通拠点として設定します。</p>	令和5年度	<p>・令和5年度江差マース実証事業及び北部通学・通院バス実証事業における運行概要を掲載したパンフレットの制作、各施設への配架（R5.11）</p> <p>・町内の公共交通の運行状況を一元的に網羅する「公共交通ガイドブック」制作に係る委託事業者との協議</p>	1件	1件以上	100%	・各交通モードの運行状況についてより一元的にわかりやすく提供するための施策・手法の検討
		令和6年度			1件以上		
		令和7年度			1件以上		
		令和8年度			1件以上		
		令和9年度			1件以上		

基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施							
評価指標8 江差マースに関する勉強会等の周知活動の実施数							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○公共交通を利用したいと思っていたいただける機会の創出  ・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を展開する一方で、町民等の利用者により公共交通を利用したいと思つていただける機会を創出し、公共交通の利用促進に繋げることが、町内を運行する公共交通を維持・確保していく上で、重要となります。 ・そこで、公共交通乗り方教室など、より多くの町民に公共交通の運行状況及び利用方法を知つていただける機会の創出を行います。 ・また、町内の児童・生徒への公共交通に関する出前講座や北海道江差高等学校の「南ひやま学」と連携した取組など、若年層に公共交通のことをより考えていただく、将来の担い手確保につなげる機会の創出を行います。		令和5年度	・令和3年度及び令和4年度の実証実験の実施時に、江差マースの利用方法等を周知する活動を実施しており、概ね好評をいただいていることから、令和5年度以降も継続して、江差マース事業を実施するため、現状値以上の周知活動の実施回数を目標値とします。 ・目標値は、毎年度、実施回数をカウントすることで把握することとします。	17回	3回以上	100%	・自発的な相談会等の開催のみならず、既存の集会等での周知機会の創出 ・公共交通を必要とする若い世代への周知
		令和6年度			3回以上		
		令和7年度			3回以上		
		令和8年度			3回以上		
		令和9年度			3回以上		

基本目標iii 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施							
評価指標10 地域公共交通に関する江差高校との連携回数							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○公共交通を利用したいと思っていたいただける機会の創出  ・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を展開する一方で、町民等の利用者により公共交通を利用したいと思つていただける機会を創出し、公共交通の利用促進に繋げることが、町内を運行する公共交通を維持・確保していく上で、重要となります。 ・そこで、公共交通乗り方教室など、より多くの町民に公共交通の運行状況及び利用方法を知つていただく機会の創出を行います。 ・また、町内の児童・生徒への公共交通に関する出前講座や北海道江差高等学校の「南ひやま学」と連携した取組など、若年層に公共交通のことをより考えていただく、将来の担い手確保につなげる機会の創出を行います。		令和5年度	・北海道江差高等学校と連携した公共交通に対する意識醸成を図るため、現状値以上の連携回数を目標値とします。 ・目標値は、毎年度、実施回数をカウントすることで把握することとします。	1回	1回以上	100%	・さらなる高校生の利用拡大にむけた施策の検討 ・南ひやま学との連携
		令和6年度			1回以上		
		令和7年度			1回以上		
		令和8年度			1回以上		
		令和9年度			1回以上		

基本目標iii 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施							
評価指標11 江差高校生のバス通学割合							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○公共交通を利用したいと思っていたら ける機会の創出  ・基本目標 i 及び ii で掲げた各種事業を 展開する一方で、町民等の利用者により 公共交通を利用したいと思 つていただける機会を創出し、公共 交通の利用促進に繋げることが、町 内を運行する公共交通を維持・確保 していく上で、重要となります。 ・そこで、公共交通乗り方教室など、よ り多くの町民に公共交通の運行状況及び 利用方法を知っていただ く機会の創出を行います。 ・また、町内の児童・生徒への公共交通 に関する出前講座や北海道江差 高等学校の「南ひやま学」と連携し た取組など、若年層に公共交通のこ とをより考えていただく、将来の担 い手確保につなげる機会の創出を行 います。	<p>・令和4年度に実施した、北海道江差高等学校への通学状況に関するアンケート調査結果から、回答者のうち、バス通学している生徒は約4割となっています。</p> <p>・本計画策定後、各施策の取り組みにより、通学交通の利便性が向上し、民間バス路線の利用率向上にもつながることが期待されるため、現状値以上の割合を目指した目標値とします。</p> <p>・目標値は、毎年度、江差高校へのヒアリングなどで把握することとします。</p>	令和5年度	・町民を対象にした地域公共交通講演会の実施（R5.12） ・各種交通施策情報の広報	41.9%	39.8%以上	105%	・バス通学割合向上に向けた施策の検討 ・複数路線の運行状況を一元的にわかりやすく提供するための施策・手法の検討
		令和6年度			39.8%以上		
		令和7年度			39.8%以上		
		令和8年度			39.8%以上		
		令和9年度			39.8%以上		

基本目標Ⅲ 公共交通の見える・魅せる化に向けた利用促進策の実施							
評価指標13 江差町地域公共交通活性化協議会の開催回数							
関連事業概要	目標設定の考え方・評価方法	年度	実施の状況			達成度	課題として残っていること 活性化協議会での意見等
			取り組んだこと ※可能なものは定量的な実績を記載する。	数量的実績	目標値		
○江差町地域公共交通活性化協議会における事業モニタリングの継続的実施  ・基本理念及び基本目標の実現に向けては、各事業の実施効果や変化する社会情勢等との整合性が、継続的に検討・評価されているかの指標として、江差町地域公共交通活性化協議会の開催回数を目標値とします。 ・目標値は、事務局で開催回数をカウントすることで把握することとします。 ・そこで、本計画に係る協議を行ってきた「江差町地域公共交通活性化協議会」において、事業の実施・推進状況について評価・検証を行うなど、事業モニタリングの継続的な実施を行います。		令和5年度	・江差町地域公共交通活性化協議会を3回開催、当町の交通事業の最適化に向け、交通事業者や町民の代表者と協議 (R5.8.9, R6.3) ・江差町地域公共交通活性化協議会の下部組織にあたる専門部会を3回開催 (R5.5.8.9)	3回	2回以上	100%	・江差町地域公共交通計画に係る実績評価の手法の検討 ・江差マースの令和6年度本格運行開始にむけ、持続可能な運行体制及び運行方針の構築 ・図書館バス「館線・稲見線・木間内線」の廃止に伴う、持続可能な代替交通手段の確保
		令和6年度			2回以上		
		令和7年度			2回以上		
		令和8年度			2回以上		
		令和9年度			2回以上		

## ●変更点1 運行日数増加

令和6年度：週3日運行（月・火・木）



令和7年度：**平日週5日運行**

## ●変更点2 乗降地点増加

令和6年度：90箇所（買い物、通院、金融、公共施設）



令和7年度：**約100箇所**

→ 要望の多い**介護施設・寺院**を中心に追加予定

ex)法華寺、正覚院、カタセール江差 等

その他、運賃や予約方法、乗車方法については**令和6年度運行方針のものを踏襲予定**

※現在、江差マース登録者を含む、町内1,700世帯を対象に、江差マース運行方針に関するアンケート調査を実施中。本調査をもとに、運行曜日や追加箇所等について詳細を決定。



## 参考：今後のスケジュール

時期	スケジュール	備考
12月4日	<u>第3回江差町地域公共交通活性化協議会</u>	江差マースの実績や来年度方針、公共交通計画実績評価やファイダー補助金実績評価等について協議
～1月	<u>アンケート調査とりまとめ 令和7年度江差マース運行方針決定</u>	調査結果から詳細を決定
2～3月	<u>第4回江差町地域公共交通活性化協議会</u>	来年度運行方針及び協議会事業計画等について協議
2～3月	<u>契約締結・周知活動</u>	上記に基づき、契約の締結や周知活動の実施
4月1日	<u>令和7年度運行開始</u>	

# 福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場（福祉部会）について

## 概要

- 江差町地域公共交通計画における基本目標である「先進技術も活用した住民が使いやすい公共交通形態の導入・確保」達成に向けた事業の一つとして掲げている「福祉有償運送事業の継続化に向けた検討・協議の場づくり」として、本協議会の下部として設置している分科会に、新たに「福祉部会」を設置。
- 「福祉部会」は、当町内で福祉有償運送事業を実施している各福祉有償運送事業者が、今後の事業継続及び運送事業の充実化を図っていくため、町を中心に構成員間での実務的な協議・調整を図る場とする。
- 開催頻度としては、同計画の評価指標として位置づけしている「年2回以上」の協議を継続的に実施していくこととし、協議結果等については、適宜、本協議会へ報告を行う。

## 構成員案

- 江差町（まちづくり推進課・高齢あんしん課）
- 北海道運輸局函館運輸支局
- 社会福祉法人江差町社会福祉協議会
- 社会医療法人道南勤労者医療協会（ヘルパーステーションゆいっこ）
- 特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

## 今後の動き

- 江差町地域公共交通活性化協議会分科会設置規程の改正（書面協議予定）  
[現行] 専門部会、住民部会 → [改正] 専門部会、住民部会、**福祉部会**
  - 参画予定の構成団体に対する委員の推薦依頼、委嘱手続き
  - 福祉部会の開催（予定時期：10月・12月）
- ⇒ 後日、書面にて協議等の依頼を実施

# 福祉有償運送に係る対応方針（案）

## 趣 旨

- ・ 福祉有償運送の利用対象者については、道路運送法施行規則第49条第2号に規定されている「イ.身体障がい者、ロ.精神障がい者、ハ.知的障がい者、ニ.要介護認定者、ホ.要支援認定者、ヘ.基本チェックリスト該当者、ト.その他の障がいを有する者（障がい者手帳等を持っていない者）」の区分の方において、「他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ単独でタクシー等の公共交通機関を利用する事が困難な者」が該当。
- ・ 原則として、これまで利用希望者から申し出がなされた福祉有償運送事業者による判断（任意様式での移動困難申出書による判断）、また、町高齢あんしん課の基本チェックリスト（担当者による身体・生活実態に関するチェック）の結果を踏まえた上で当該運送サービスの提供が行われていた。
- ・ しかしながら、要支援者など施行規則区分に該当する場合においても、福祉有償運送の対象者として適さないケースが見受けられ、福祉有償運送事業者及び町の基本チェックリストだけでは判断しきれない場合がある。
- ・ 当町においては、上記のような事案が発生した場合の、本協議会として福祉有償運送の旅客範囲の対象者かどうか判断する体制が現時点で整っておらず、また、明確な判断基準等が定められていない状況。

## 法令上の取扱い

- ・ 福祉有償運送における旅客の範囲の対象者かどうか判定する方法については、国通達においていくつか事例が記載されているものの一律的な決まりはなく、最終的にどのように行うかは、各自治体に委ねられているところ。
- ・ 一般的には、該当者が発生した場合に、その都度、対象者かどうかの判断を協議会等で直接協議することは少ない。
- ・ その都度、直接協議する方式となると、処理に一定程度時間を要してしまうことから、利用者利便性を考慮すると、事務局で判断の上、協議会へ事後報告する方式が多く見受けられるところ。

## 今後の対応

### 【現行対応】

- ・ 福祉有償運送における旅客の範囲の対象者となるかどうか判断できない該当者が発生した場合で、本人または福祉有償運送事業者から運送サービス提供を求める旨申し出があった場合には、協議会事務局であるまちづくり推進課から、高齢あんしん課担当者及び提出した福祉有償運送事業者に対する身体状況等の聴取を行い、聴取した内容に基づいた判断を実施。

### 【判断基準等の制定】

- ・ 新たに設置予定の「福祉部会」において福祉有償運送に係る判断基準等の制定に係る内容協議を進めていく。
- ・ 「福祉部会」での協議結果を本協議会で提案・協議の上、最終決定。以降は同内容に基づき、福祉部会にて判断を進めていく。

## 江差町地域公共交通活性化協議会分科会設置規程 (改正案)

制 定  
令和4年5月26日  
告示第34-1号  
一部改正  
令和6年月  
告示第号

## (趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき設置する、江差町地域公共交通活性化協議会分科会（以下「分科会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事項)

第2条 分科会は、要綱第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うものとする。

2 分科会は、前項に規定するもののほか、江差町の地域公共交通に必要な事項について協議又は調整するものとする。

## (組織)

第3条 分科会に専門部会、住民部会及び福祉部会（以下併せて「各両部会」という。）を置く。

2 各両部会は、別表に掲げる団体の推薦を受けた者（以下「委員」という。）をもって組織する。

3 委員は、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の会長が委嘱する。

## (任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (分科会長)

第5条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、江差町まちづくり推進課長とする。

3 分科会長は、分科会を代表し会務を統括する。

4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 分科会の会議は、分科会長が招集し、議長となる。

2 分科会の会議は、各両部会それぞれで開催するものとする。

3 分科会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

4 分科会の会議は、必要に応じて関係する他組織の会議と合同で開催することができる。

5 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は分科会への出席を依頼し、意見等を求めることができる。

## (協議結果の報告)

第7条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

## (事務局)

第8条 分科会の庶務を処理する事務局は、要綱第8条に規定する事務局とする。

## (その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、分科会長が分科会に諮つて定める。

## 附 則

- この告示は、令和4年5月26日から施行する。
- この告示は、令和6年 月 日から一部改正する。
- 第4条の規定にかかわらず、分科会設置と同時に委員となった者の任期は、設置した年の翌年度  
~~末令和5年3月31日~~までとする。

## 別表 (第3条関係)

### (1) 各両部会の協議事項

区分	協議事項
専門部会	<ul style="list-style-type: none"><li>既存の公共交通サービスの見直しに関すること</li><li>公共交通空白地の交通手段の確保に関すること</li><li>新たな公共交通サービスの導入に関すること 等</li></ul>
住民部会	<ul style="list-style-type: none"><li>公共交通に対する住民ニーズの把握に関すること</li><li>移動支援ニーズ及び取り組みの整合に関すること</li><li>公共交通利用促進に向けた住民周知に関すること 等</li></ul>
福祉部会	<ul style="list-style-type: none"><li>自家用有償旅客運送（福祉有償運送）に関すること</li><li>移動支援ニーズ及び取り組みの整合に関すること 等</li></ul>

### (2) 両部会の構成団体

区分	構成団体
専門部会	江差町まちづくり推進課
	函館バス株式会社
	有限会社桧山ハイヤー
	オクシリアイランドフェリー株式会社
	<del>ハートランドフェリー株式会社</del>
	北海道運輸局函館運輸支局
	日本データーサービス株式会社
	サツドラホールディングス株式会社
住民部会	公立大学法人公立はこだて未来大学
	江差町まちづくり推進課
	江差町身体障害者福祉協会
	江差中央商店街協同組合
	江差町教育委員会
福祉部会	一般社団法人北海道江差観光みらい機構
	江差町役場まちづくり推進課
	江差町役場高齢あんしん課
	北海道運輸局函館運輸支局
	社会福祉法人江差町社会福祉協議会
	医療法人道南勤労者医療協会 (ヘルパーステーションゆいっこ)
	特定非営利活動法人南桧山在宅福祉支援ゆい

# 【資料10】

## 自家用有償旅客運送

□ 登録申請書

■ 更新登録申請書

函館 運輸支局長 殿				申請年月日	令和5年2月15日			
申請者等	住所	〒 043 - 0032 北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2			フリガナ	ナカジマ ナオキ		
	フリガナ	担当者			中島 直樹			
	名称	担当者						
	フリガナ	所属			社会福祉法人江差町社会福祉協議会			
	代表者名	TEL/FAX			0139-52-2441/0139-52-0560			
登録年月日	平成18年2月27日	登録番号	北函福 第 10 号	種別	<input type="checkbox"/> 交通空白地有償運送	<input checked="" type="checkbox"/> 福祉有償運送		
登録事項等								
路線又は運送の区域	路線	系統名	起点及び終点の地名並びに地番及び主な経過地					キロ程
		起点						km
		終点						
		(主な経過地)						
	線	起点						km
		終点						
(主な経過地)								
<input type="checkbox"/> 別紙1のとおり								
運送の区域		北海道檜山郡江差町						
事務所	名称	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会		位置	北海道檜山郡江差町字新栄町264番地の2			
事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種別ごとの数	所有区分	寝台車	車いす車	兼用車	回転シート車	セダン等	バス	合計
		(軽)	(軽)	(軽)	(軽)	(軽)		(軽)
	所有		2	2		6		10
		( )	( 1 )	( )	( )	( 3 )		( 4 )
	持込	*	*	*	*	*	※	※
		( )	( )	( )	( )	( )		( )
	軽自動車は、( )内に内数で記載すること。事業用自動車については、※欄に記入すること。							
<input type="checkbox"/> 別紙2のとおり (事務所が2つ以上の場合)								
運送しようとする旅客の範囲	有償運送の種別		旅客の範囲					
	交通空白地有償運送		<input type="checkbox"/> 地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者					
	福祉有償運送		<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者					
			<input checked="" type="checkbox"/> 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者					
			<input type="checkbox"/> 障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者					
			<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者					
			<input checked="" type="checkbox"/> 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者					
			<input type="checkbox"/> 介護保険施行規則第140条の62の4第2号の厚生労働大臣が定める					
			<input checked="" type="checkbox"/> 基準に該当する者 (基本チェックリスト該当者)					
			<input checked="" type="checkbox"/> その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する					
始点又は運送区域ごとの対価の額	介護保険事業及び障害者福祉事業の対象者・片道250円							
	上記で、それぞれのサービスを受けられない事情があり、入退院、転院、一時外出、通院(入院中・入所中含む)等で車椅子・ストレッチャーを利用する者・片道200円							
事業者協力型自家用有償旅客運送	名称			住所				
	名称			住所				

江　　推　　進  
令和 6 年 10 月 15 日

構成員各位

江差町地域公共交通活性化協議会  
会長 田畠 明  
(公印省略)

### 江差町地域公共交通講演会の開催について

日頃より当町の行政運営に対しましては、格別なるご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、地域公共交通に興味関心を持ってもらう機会の創出を図るため、この度「江差町地域公共交通講演会」を下記のとおり開催することといたしましたので、ご案内させていただきます。

本講演会では、地域公共交通などのまちづくり活動をテーマに全国で講演会を開いておられる、NPO法人まちづくり支援センターの代表理事「為国 孝敏 氏」を講師にお招きの上、地域公共交通のあり方についてご講演いただく予定としております。

つきましては、時節柄何かとご多忙のこととは存じますが、地域公共交通について考える貴重な機会としてご参加いただけますと幸いに存じますので、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1 開催日程

令和 6 年 12 月 17 日 (火) 午前 10 時から午前 11 時まで

#### 2 開催会場

江差町文化会館（小ホール）（住所：江差町字茂尻町 71）

#### 3 講演内容

地域公共交通の現状、利用者目線で考える必要があること など

#### 4 その他

入場は無料で、事前の参加申し込みなどは不要でございます。

なお、当日は江差マースの運行日となっておりますので、是非ご利用ください。

#### 【事務局】

江差町役場まちづくり推進課（担当：白澤）

電 話：0139-52-6712（直通）

F A X：0139-52-0234（代表）

メール：ryousuke.shiraasawa@town.hiyama-esashi.lg.jp

# 講 演 者 略 歴

氏名：為国 孝敏（ためくに たかとし）

## ＜講師プロフィール＞



栃木県足利市在住

NPO法人まちづくり支援センター代表理事

博士（工学） 総務省地域力創造アドバイザー

国土交通省関東運輸局地域公共交通マイスター（初代）

## ＜略歴＞

- 1959年 北海道網走郡津別町生まれ
- 1983年 北見柏陽高校、日本大学理工学部交通工学科卒業後、日本大学大学院理工学研究科（交通土木工学専攻）修了
- 1995年～ 博士（工学）学位取得（日本大学）後、社団法人土木学会、栃木県内の大学教授を歴任
- 2006年～ NPO法人まちづくり支援センター（足利市）を主宰

## ＜活動実績等＞

- 全国各地で、地域公共交通、地域ブランド・シティプロモーション、観光やまちなか活性化、都市計画等のまちづくり活動に関する企画・計画づくりのコーディネート、人材育成・研修・創業塾の講師や各種の講演など、幅広く実践活動に携わる。
- 道内外の数多くの自治体において、地域公共交通会議（地域公共交通活性化協議会）の委員・アドバイザーとして参画されているほか、地域公共交通計画等の策定支援に携わる。

## 函館バス 江差町内主要停留所現行ダイヤ【下り】

## 參考資料

青字：日祝運休 赤字：土日祝運休

## 函館バス 江差町内主要停留所現行ダイヤ【上り】

青字：日祝運休 赤字：土日祝運休

	系統	始点	水 堀	江 差 高 校	江 差 高 校 入 口	江 差 病 院	江 差 病 院 前	伏 木 戸	尾 山	愛 岩	中 町	姥 神 町 フ ェ リ ー	開 陽 丸 記 念 館	新 地 町	円 山 町	南 が 丘 団 地	運 動 公 園 前	陣 屋 団 地	五 勝 手	江 差 タ ー ミ ナ ル
1	631	江差ターミナル	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6:28
2	631	江差病院	-	-	-	7:10	7:11	7:13	7:18	7:19	7:20	-	7:23	7:24	7:27	7:28	-	7:29	7:33	
3	624	熊 石	8:02	8:07	8:09	8:10	8:11	8:13	8:19	8:20	8:21	-	8:24	-	-	-	8:27	-	8:32	
4	610	函 館	-	-	8:56	8:57	8:58	9:00	9:06	9:07	9:08	-	9:11	9:12	9:15	9:16	-	9:17	9:20	
5	624	熊 石	10:02	-	10:06	10:07	10:08	10:10	10:16	10:17	10:18	-	10:21	-	-	-	10:24	-	10:29	
6	631	江差病院	-	-	-	10:40	10:41	10:43	10:48	10:49	10:50	-	10:53	10:54	10:57	10:58	-	10:59	11:03	
7	624	熊 石	11:15	-	11:19	11:20	11:21	11:23	11:29	11:30	11:31	-	11:34	-	-	-	11:37	-	11:42	
8	610	函 館	-	-	12:12	12:13	12:14	12:16	12:22	12:23	12:24	-	12:27	12:28	12:31	12:32	-	12:33	12:36	
9	632	江差高校前	-	12:18	12:19	12:20	12:21	12:23	12:28	12:29	12:30	12:32	12:36	12:37	12:40	12:41	-	12:42	12:46	
10	633	江差高校前	-	13:35	13:36	13:37	13:38	13:40	13:45	13:46	13:47	-	13:50	13:51	13:54	13:55	-	13:56	14:00	
11	624	熊 石	15:05	-	15:11	15:12	15:13	15:15	15:21	15:22	15:23	-	15:26	-	-	-	15:29	-	15:34	
12	610	函 館	-	-	15:36	15:37	15:38	15:40	15:46	15:47	15:48	-	15:51	15:52	15:55	15:56	-	15:57	16:00	
13	631	江差高校前	-	15:45	15:46	15:47	15:48	15:50	15:55	15:56	15:57	-	16:00	16:01	16:04	16:05	-	16:06	16:10	
14	610	函 館	-	-	17:12	17:13	17:14	17:16	17:22	17:23	17:24	-	17:27	17:28	17:31	17:32	-	17:33	17:36	
15	631	江差高校前	-	18:13	18:14	18:15	18:16	18:18	18:23	18:24	18:25	-	18:28	18:29	18:32	18:33	-	18:34	18:38	
16	624	熊 石	18:27	-	18:31	18:32	18:33	18:35	18:41	18:42	18:43	-	18:46	-	-	-	18:49	-	18:54	
17	624	熊 石	20:15	-	20:19	20:20	20:21	20:23	20:29	20:30	20:31	-	20:34	-	-	-	20:37	-	20:42	
18	610	函 館	-	-	20:46	20:47	20:48	20:50	20:56	20:57	20:58	-	21:01	21:02	21:05	21:06	-	21:07	21:10	

# 江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱

令和3年8月17日  
告示第65号

## (目的)

第1条 江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定に関する協議及び実施に係る連絡調整を行うために設置する。

## (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び運送の区域、旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 公共交通空白地又は福祉有償運送の必要性及び運送の区域、旅客から收受する対価に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する事項
- (5) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (6) 地域公共交通計画に位置付けられた事業等の実施に関する事項
- (7) 協議会の運営方法、その他協議会が必要と認める事項

## (協議会の構成員等)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 江差町副町長
  - (2) 一般旅客自動車運送事業者が指名する者
  - (3) 利用者又は住民の代表
  - (4) 北海道檜山振興局長又はその指名する者
  - (5) 北海道運輸局函館運輸支局長又はその指名する者
  - (6) 町内において現に（公共交通空白地又は福祉）有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表が指名する者
  - (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者
  - (8) 道路管理者又はその指名する者
  - (9) 北海道函館方面江差警察署長又はその指名する者
  - (10) 学識経験者その他協議会が必要と認める者
- 2 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 欠員により新たになった者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員のうち、行政機関等の職員については、その職にある期間とする。
- 5 委員は無報酬とする。

## (協議会の運営)

第4条 協議会に会長及び監事を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名

2 会長は、江差町副町長とする。

3 会長は、協議会を代表し会務を統括する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

- 5 監事は、委員の中から会長が指名する。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 委員は、協議会への出席及び議決権の行使を行う。
- 8 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 9 委員は、都合により協議会を欠席する場合、その委員の権限を代理する者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告するものとする。
- 10 前項の規定による報告があったときは、欠席する委員の代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 11 協議会の議決は、出席した委員の多数決で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。ただし、会長が適當と認めるときは、協議会を開催することなく、書面による議決を行うことができる。
- 12 協議会は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると会長が判断した場合は、非公開で行うものとする。
- 13 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第5条 協議会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、江差町まちづくり推進課に置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第9条 協議会で行う事業等に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 協議会の予算及び決算、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散した場合の措置)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

- 1 この告示は、令和3年8月17日から施行する。
- 2 江差町地域公共交通会議設置要綱（平成29年告示第2号）は、廃止する。

# 江差町地域公共交通活性化協議会事務局規程

令和3年8月17日  
訓令第3号

## (趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）

第8条第3項の規定に基づき、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関する事項。
- (2) 協議会の資料作成に関する事項。
- (3) 協議会の庶務に関する事項。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関する事項

## (職員等)

第3条 設置要綱第8条に規定する事務局には、事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長には、江差町まちづくり推進課長を、事務局員には、江差町まちづくり推進課の職員をもって充てる。

## (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関する事項。
- (2) 物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関する事項。
- (3) 物品及び現金の出納に関する事項。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関する事項。

## (文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、江差町において定められている文書の取扱いの例による。

## (公印の取扱い)

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の種類、書体、寸法、用途及び保管責任者は、別表のとおりとする。

2 協議会の公印の保管、取扱い等については、江差町において定められている公印の取扱いの例による。

## (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、令和3年8月17日から施行する。

## 別表（第6条関係）

公印の種類	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	保管責任者
江差町地域公共交通活性化協議会 会長之印	てん書	21×21	会長名をもつて 発する文書	事務局長

## 江差町地域公共交通活性化協議会財務規程

令和3年8月17日  
訓令第4号

### (趣旨)

第1条 この規程は、江差町地域公共交通活性化協議会設置要綱第10条の規定に基づき、江差町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (予算)

第2条 協議会の予算は、江差町からの負担金、国及び道からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度の予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

3 会長は、会計年度の途中において既定の予算に補正をする必要が生じたときは、前項と同様に予算を調製し、協議会の承認を受けなければならない。

4 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

### (歳入歳出予算区分)

第3条 歳入歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

2 会計年度の途中において特別な理由があるときは、別表に定める以外の区分を定めることができる。

### (予算の流用等)

第4条 会長は、歳出予算のうち款及び項を超えて予算を流用したとき、又は予備費を充用したときは、協議会に報告しなければならない。

### (出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れて保管するものとする。

### (協議会出納員)

第6条 会長は、協議会の事務局職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

### (予算の執行)

第7条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、江差町において定められている財務の取扱いの例により協議会出納員が行う。

2 協議会出納員は、次に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

### (決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後速やかに協議会の決算を調製し、監事の監査に付した後、協議会の承認を得なければならない。

### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この訓令は、令和3年8月17日から施行する。

別表（第3条関係）

(1) 岁入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

(2) 岁出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

## 令和6年度 江差町地域公共交通活性化協議会委員名簿

### 【設置要綱第3条関係】

No	協議会区分	所属団体	役職・氏名	備考
1	江差町副町長	江差町	副町長・田畠 明	会長
2	一般旅客自動車運送 事業者が指名する者	函館バス株式会社	常務取締役・内澤 博昭	
3		有限会社桧山ハイヤー	業務部長・菊池 純二	
4	利用者又は住民の代表	江差町町内会連合会	会長・岩井 慎	
5		江差町老人クラブ連合会	会長・小笠原 求	
6		江差町身体障害者福祉協会	会長・佐々木 啓之	
7	北海道檜山振興局長 又はその指名する者	北海道檜山振興局	地域政策課長・山本 勝博	
8	北海道運輸局 函館運輸支局長 又はその指名する者	北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官・酒井 周一	
9	町内において現に(公共交通空白地又は福祉)有償運送を行っている特定非営利活動法人等の団体に所属する者のうちその代表が指名する者	社会福祉法人 江差町社会福祉協議会	事務局長・中島 直樹	監事
10		医療法人道南勤労者医療協会	ヘルパーステーションゆいっこ提供責任者 奈良 真由美	
11		特定非営利活動法人 南桧山在宅福祉支援ゆい	理事長・小野寺 真	
12	一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者	函館地区交通運輸 産業労働組合協議会	事務局長・大岩 伸一	
13	道路管理者 又はその指名する者	国土交通省北海道開発局 函館開発建設部江差道路事務所	工務課長・佐竹 永光	
14		北海道渡島総合振興局 函館建設管理部	道路課長・柴田 泰孝	
15	北海道函館方面 江差警察署長 又はその指名する者	北海道函館方面江差警察署	交通課長・上野 賢司	
16	学識経験者 その他協議会が必要と認める者	江差町教育委員会	委員・加澤 優香子	
17		ハートランドフェリー株式会社	取締役 江差支店長兼奥尻支店長 佐藤 秀樹	監事

協議会事務局	江差町役場まちづくり推進課	課長・布施 順司	事務局長(会長職務代理)
		主幹・秋山 悅子	事務局員
		係長・明上 真也	事務局員
		係長・中島 崇詞	事務局員
		主事・白澤 亮介	事務局員
事務局支援	日本データーサービス株式会社	計画調査部技術担当課長・斎藤 優太	
		計画調査部主任技師・中野 淩	

オブザーバー	議事内容に応じて協議会出席を依頼する
--------	--------------------